

介護保険認定申請者の方へ(お知らせ)

[介護保険・主治医意見書予診票について]

●問合せ先 小郡三井医師会事務局 ☎72-5534 介護保険課介護保険係 ☎72-2111内線452・453

4月から小郡三井医師会から依頼があり、要介護認定申請受付時に主治医意見書作成のための「予診票」の配布が始まります。

介護保険サービスの利用には、要介護認定を受けることが必要ですが、「予診票」は、要介護認定の判定資料となる主治医意見書を作成する際に参考にさせていただくものです。意見書作成目的以外には使用せず、他に公開することはありません。

「予診票」の記載・提出は必須ではありませんが、介護認定業務のより正確で円滑な遂行のためにご協力くださいますようお願い申し上げます。

「予診票」活用の流れ

- ①「予診票」は、要介護認定の申請をされる際に、各医療機関や市介護保険課窓口などでお渡しします。
- ②「予診票」は、入所等で本人や家族が記入できない場合を除き、申請者本人もしくは家族など介護している人がご記入ください(予診票は必ず両面ともご記入ください)。
- ③「予診票」は、1週間以内に医療機関(主治医)へ直接ご提出ください。
- ④主治医は、提出いただいた「予診票」を参考に、必要に応じ、聞き取りも行い、総合的な判断のもと主治医意見書を作成します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスがはじまりました

●問合せ先 介護保険課介護保険係 ☎72-2111内線452・453

市は介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように介護保険施設等のサービスの充実を進めています。平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画の中で整備が予定されていた「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」が3月31日より開設されました。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスとは
高齢者が、介護が必要な状態となっても住み慣れた自宅で安心して暮らせるように、訪問介護サービスと訪問看護サービスを1日に複数回、必要な時に利用することができるサービスです。

このサービスは24時間365日対応で、定期訪問だけではなく、体調の変化時や緊急時などにも通信機器を利用することにより、随時の対応や訪問サービスを受けることができます。

●対象 市内在住で要介護認定1～5を受けた人

●自己負担額(1か月あたり)

認定区分	介護のみ利用	介護・看護利用
要介護1	6,670円	9,270円
要介護2	11,120円	13,920円
要介護3	17,800円	20,720円
要介護4	22,250円	25,310円
要介護5	26,700円	30,450円

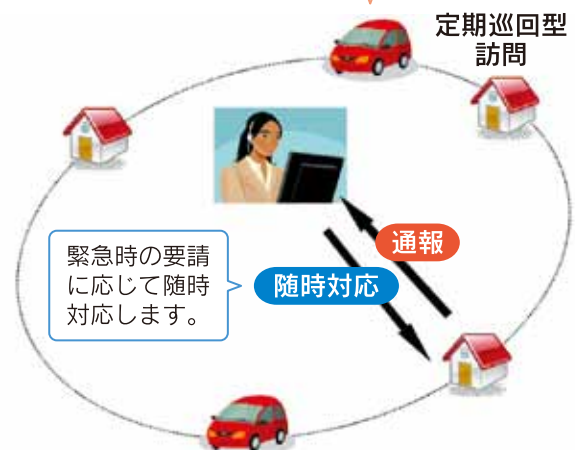
※上記料金表は一体型事業所の場合です。その他に各種加算が加算されます。

●実施事業者 小郡訪問看護介護ステーション
☎41-2888 小郡市山隈273-8

※利用する場合はケアマネジャーにご相談ください。

サービスのイメージ

訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、定期的にお宅を訪問します。



○定期巡回サービス

訪問介護員が定期的に訪問介護等のサービスを提供します。

○随時対応サービス

利用者からサービス提供事業者への通報により、随時サービスを提供します。

○随時訪問サービス

オペレーターからの要請を受けて、随時、訪問介護員が利用者の居宅を訪問します。

○訪問看護サービス

看護師等が訪問して、療養上の世話または診療の補助を行います。